

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
	[略]	[略]
	1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]
	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、田野畑村、普代村、軽米町及び洋野町</u>	<u>市町村（釜石市、紫波町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町及び一戸町を除く。）</u>
	[略]	[略]
	2の3 児童福祉法に基づく医療の給付に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの	2の3 児童福祉法に基づく医療の給付に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの
	遠野市、岩泉町及び田野畑村	遠野市、平泉町、岩泉町及び田野畑村
	[略]	[略]
	2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄	2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄
	盛岡市、宮古市、	盛岡市、宮古市、

<p>養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく 栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士 免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>大船渡市、遠野市 、陸前高田市、二 戸市、八幡平市、 奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 滝沢村、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村</p>
<p>2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管 理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理 栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定め るもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、二 戸市、八幡平市、 奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 滝沢村、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村</p>
<p>[略]</p>	
<p>2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師 法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師 免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の 交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、二 戸市、八幡平市、 奥州市、雫石町、</p>

<p>養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく 栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士 免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>大船渡市、遠野市 、陸前高田市、<u>釜 石市</u>、二戸市、八 幡平市、奥州市、 雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢村、<u>、 矢巾町</u>、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村</p>
<p>2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管 理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理 栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定め るもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、<u>釜 石市</u>、二戸市、八 幡平市、奥州市、 雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢村、<u>、 矢巾町</u>、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村</p>
<p>[略]</p>	
<p>2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師 法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師 免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の 交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、<u>釜 石市</u>、二戸市、八 幡平市、奥州市、</p>

	葛巻町、岩手町、 滝沢村、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村
2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基 づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び 歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定 めるもの	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、二 戸市、八幡平市、 奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 滝沢村、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村
2の12 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第33条の届出の受理	盛岡市
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師 看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基 づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許 証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、 助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する 事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、二 戸市、八幡平市、 奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 滝沢村、西和賀町 、藤沢町、山田町

	雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村
2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基 づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び 歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定 めるもの	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、 <u>釜 石市</u> 、二戸市、八 幡平市、奥州市、 雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村
2の12 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和 28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産 師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受 理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護 師免許証の交付に関する事務で規則で定めるも の	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市 、陸前高田市、 <u>釜 石市</u> 、二戸市、八 幡平市、奥州市、 雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町

	、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の14 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村

[略]

2の16 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） (1)～(5) [略] (6) <u>法第9条の7の5第2項</u> （法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）にお	宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、奥州市、雫石町、矢巾町、西和賀町及び金ヶ崎町
--	---

	、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、 <u>釜石市</u> 、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の14 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項の氏名等の届出の受理	盛岡市

[略]

2の16 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） (1)～(5) [略] (6) <u>法第9条の7の5第1項</u> （法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）にお	宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、奥州市、雫石町、 <u>葛巻町</u> 、矢巾町、西和賀町及び金ヶ崎町
--	--

いて準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条の立入検査等

(7) 法第9条の7の5第2項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第306条の業務改善の命令

(8) 法第9条の7の5第2項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第307条第1項の共済契約の募集停止の命令

(9)～(38) [略]

いて準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条の立入検査等

(7) 法第9条の7の5第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第306条の業務改善の命令

(8) 法第9条の7の5第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第307条第1項の共済契約の募集停止の命令

(9)～(38) [略]

2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 平泉町

（1）法第7条第2項の措置又は措置の命令若しくは委任

（2）法第7条第3項の措置又は措置の命令若しくは委任及び費用の義務者からの徴収

（3）法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任

（4）法第8条第1項の広告物又は掲出物件（以下この項において「広告物等」という。）の保管

（5）法第8条第2項の広告物等の保管の公示

（6）法第8条第3項の広告物等の評価、売却及び売却代金の保管

2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	紫波町、西和賀町、藤沢町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、葛巻町、滝沢村、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、野田村及び洋野町
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕又は移植に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	市町村（宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大

(7) 法第8条第4項の広告物等の廃棄	
(8) 法第8条第5項の広告物等の売却代金の売却に要した費用への充当	
(9) 法第8条第6項の広告物等の措置に要した費用の所有者等からの徴収	
2の18 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	宮古市、紫波町、西和賀町、藤沢町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、葛巻町、滝沢村、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、 <u>軽米町</u> 、野田村、 <u>九戸村</u> 及び洋野町
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、花巻市、 <u>北上市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>雫石町</u>

	<u>槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町を除く。</u> )
[略]	
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(12) [略]	久慈市、遠野市、一関市、奥州市、雫石町、岩手町、滝沢村、金ヶ崎町、大槌町及び一戸町
[略]	
6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
6の11 森林法（以下この項において「法」とい	一関市、二戸市、

	<u>、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町及び藤沢町</u>
[略]	
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(12) [略]	花巻市、久慈市、遠野市、一関市、奥州市、雫石町、岩手町、滝沢村、金ヶ崎町、大槌町及び一戸町
[略]	
6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、 <u>釜石市</u> 、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
6の11 森林法（以下この項において「法」とい	一関市、二戸市、

う。)に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	雫石町、葛巻町、 矢巾町、西和賀町、 金ヶ崎町、平泉 町及び <u>田野畑村</u>
-------------------------------	---

[略]

11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）又は土地区画整理組合が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(39) [略]	奥州市
---	-----

[略]

11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市、 陸前高田市、二 戸市、八幡平市、 奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 滝沢村、西和賀町、 藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑 村及び普代村
--	--

12 租税特別措置法（以下この項において「法」	盛岡市、花巻市、
-------------------------	----------

う。)に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	雫石町、葛巻町、 矢巾町、西和賀町、 金ヶ崎町、平泉 町、 <u>田野畑村</u> 及び <u>九戸村</u>
-------------------------------	---

[略]

11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）又は土地区画整理組合が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(39) [略]	<u>宮古市</u> 及び奥州市
---	------------------

[略]

11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市、 陸前高田市、 <u>釜 石市</u> 、二戸市、八 幡平市、奥州市、 雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町、 藤沢町、山田町、 岩泉町、田野畑 村及び普代村
--	--

12 租税特別措置法（以下この項において「法」	盛岡市、 <u>宮古市</u> 、
-------------------------	-------------------

<p>という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ハ</u>、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定</p> <p>(2) 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第16号ニ</u>、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の優良な住宅の新築の認定</p>	<p>一関市、釜石市及び奥州市</p>
[略]	
<p>14の2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。)</p> <p>(1)～(24) [略]</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、奥州市、雫石町、矢巾町、西和賀町及び金ケ崎町</p>
[略]	
<p>14の4 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるものを除く。)</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>大船渡市、花巻市、二戸市、葛巻町、西和賀町、軽米町、九戸村及び一戸町</p>
[略]	
<p>14の7 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)、臨床検査技師等に関する法律施</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、</p>

<p>という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>、<u>第62条の3第4項第14号ハ</u>、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定</p> <p>(2) 法第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>、<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の優良な住宅の新築の認定</p>	<p>花巻市、一関市、釜石市及び奥州市</p>
[略]	
<p>14の2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。)</p> <p>(1)～(24) [略]</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、奥州市、雫石町、<u>葛巻町</u>、矢巾町、西和賀町及び金ケ崎町</p>
[略]	
<p>14の4 自然公園法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるものを除く。)</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>大船渡市、花巻市、<u>久慈市</u>、二戸市、葛巻町、西和賀町、軽米町、九戸村及び一戸町</p>
[略]	
<p>14の7 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)、臨床検査技師等に関する法律施</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、<u>釜石市</u>、二戸市、八</p>

<p>行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村</p>	<p>行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、<u>矢巾町</u>、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村</p>
<p>14の8 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村</p>	<p>14の8 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、<u>釜石市</u>、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、<u>矢巾町</u>、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村</p>
<p>15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]</p>	<p><u>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫</u></p>	<p>15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]</p>	<p><u>市町村（北上市、八幡平市、平泉町、藤沢町、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。）</u></p>

	<u>石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、大槌町、普代村、洋野町及び一戸町</u>
[略]	
17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。） (1)～(15) [略]	遠野市、一関市、奥州市、雫石町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町及び <u>普代村</u>
<u>17の2</u> 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第49条第1項第1号の規定により <u>卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業</u> の許可申	[略]

[略]		
17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。） (1)～(15) [略]	遠野市、一関市、奥州市、雫石町、 <u>葛巻町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、普代村及び洋野町</u>	
<u>17の2</u> 商工会法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。） (1) <u>法第44条第2項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）の定款変更の認可</u> (2) <u>法第49条の決算関係書類の受理</u>	野田村	
<u>17の3</u> 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第49条第1項第1号の規定により <u>店舗販売業</u> の許可申請を行ったときに行われたものとみな	[略]	

請を行ったときに行われたものとみなされる  
法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業  
又は賃貸業の届出の受理

(2) 薬事法施行令第49条第1項第2号の規定  
により卸売一般販売業以外の一般販売業又は  
特例販売業の届出を行ったときに行われたも  
のとみなされる法第40条第2項において準用  
する法第10条の休廃止等の届出の受理

(3) 法第72条第4項の改善の命令又は使用の  
禁止（卸売一般販売業以外の一般販売業又は  
特例販売業の許可を受けた者に係るものに限  
る。）

(4) 法第72条の2の薬剤師の増員の命令（卸  
売一般販売業以外の一般販売業の許可を受け

される法第39条の3第1項の管理医療機器の  
販売業又は賃貸業の届出の受理

(2) 薬事法施行令第49条第1項第2号の規定  
により店舗販売業の届出を行ったときに行わ  
れたものとみなされる法第40条第2項におい  
て準用する法第10条の休廃止等の届出の受理  
又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係政令の整備等及び経過措置に関する政  
令（平成21年政令第2号）による改正前の薬  
事法施行令第49条第1項第2号の規定により  
卸売一般販売業以外の一般販売業若しくは特  
例販売業の届出を行ったときに行われたもの  
とみなされる薬事法の一部を改正する法律（  
平成18年法律第69号。以下この項において「  
改正法」という。）による改正前の法（以下  
この項において「旧法」という。）第40条第  
2項において準用する旧法第10条の休廃止等  
の届出の受理

(3) 法第72条第4項の改善の命令若しくは使  
用の禁止（店舗販売業の許可を受けた者に係  
るものに限る。）又は旧法第72条第4項の改  
善の命令若しくは使用の禁止（卸売一般販  
売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を  
受けた者に係るものに限る。）

(4) 法第72条の2第1項の業務の体制の整備  
の命令（店舗販売業の許可を受けた者に係る

た者に係るものに限る。)

(5) 法第72条の4第1項の措置の命令 (卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

(6) 法第73条の管理者の変更の命令 (卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

(7) 法第75条第1項の許可の取消し又は業務の停止の命令 (卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

ものに限る。) 又は旧法第72条の2の薬剤師の増員の命令 (卸売一般販売業以外の一般販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

(5) 法第72条の4第1項の措置の命令 (店舗販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

) 又は旧法第72条の4第1項の措置の命令 (卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

(6) 法第73条の管理者の変更の命令 (店舗販売業の許可を受けた者又は改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者に係るものに限る。) 又は旧法第73条の管理者の変更の命令 (特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

(7) 法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令 (店舗販売業の許可を受けた者又は改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者に係るものに限る。) 又は旧法第75条第1項の許可の取消し若しくは業務の停止の命令 (特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。)

17の3 薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、

17の4 薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、

	滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、二戸市、西和賀町及び普代村
[略]	
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、奥州市、西

	岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、二戸市、西和賀町、 <u>普代村</u> 、 <u>軽米町</u> 及び <u>洋野町</u>
[略]	
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、 <u>釜石市</u> 、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、遠野市、陸前高田市、 <u>釜</u>

(1)～(4) [略]	和賀町、藤沢町、 住田町、山田町、 岩泉町、田野畑村 及び九戸村
-------------	---

[略]

20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市、 陸前高田市、二 戸市、八幡平市、 奥州市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 滝沢村、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村
--	--

[略]

21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(34) [略]	宮古市、花巻市、 北上市及び遠野市
---	----------------------

21の5 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	宮古市、花巻市、 北上市、遠野市、 一関市及び奥州市
--	----------------------------------

(1)～(4) [略]	石市、奥州市、西 和賀町、平泉町、 藤沢町、住田町、 山田町、岩泉町、 田野畑村及び九戸 村
-------------	---

[略]

20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、 大船渡市、遠野市、 陸前高田市、釜 石市、二戸市、八 幡平市、奥州市、 雫石町、葛巻町、 岩手町、滝沢村、 矢巾町、西和賀町 、藤沢町、山田町 、岩泉町、田野畑 村及び普代村
--	--

[略]

21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(34) [略]	宮古市、花巻市及 び北上市
---	------------------

21の5 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	宮古市、花巻市、 北上市、一関市及 び奥州市
--	------------------------------

22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（24） [略]	一関市及び釜石市
[略]	
23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	<u>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町及び一戸町</u>
23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（28） [略]	<u>宮古市、花巻市、北上市及び遠野市</u>
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、</u>

22 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（24） [略]	<u>宮古市、一関市及び釜石市</u>
[略]	
23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	<u>市町村（盛岡市、遠野市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町及び九戸村を除く。）</u>
23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（28） [略]	<u>宮古市、花巻市及び北上市</u>
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八</u>

規則で定めるもの	奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） （1）～（4） [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町
[略]	
23の6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	宮古市、花巻市、北上市及び遠野市
[略]	
23の8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市

規則で定めるもの	幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） （1）～（4） [略]	市町村（一関市、平泉町、藤沢町、 <u>山田町</u> 、岩泉町及び <u>田野畑村を除く。</u> ）
[略]	
23の6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（4） [略]	宮古市、花巻市及び <u>北上市</u>
[略]	
23の8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市

<p>基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]</p>	<p>、北上市、陸前高田市、二戸市、西和賀町及び普代村</p>	<p>基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]</p> <p><u>23の9 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（特定物資の生産等の事業を行う者であってその事務所等が一の市町村の区域内のみに設置されているものに係るものに限る。）</u></p> <p><u>(1) 法第3条の特定物資の価格の動向及び需給の状況の調査</u></p> <p><u>(2) 法第4条第1項の特定物資の売渡しの指示</u></p> <p><u>(3) 法第4条第2項の特定物資の売渡しの命令</u></p> <p><u>(4) 法第4条第4項の裁定</u></p> <p><u>(5) 法第4条第5項の裁定の通知</u></p> <p><u>(6) 法第5条第1項の報告の徴収又は立入検査等</u></p> <p><u>(7) 法第5条第2項の立入検査等</u></p>	<p>、北上市、陸前高田市、二戸市、西和賀町、<u>普代村、</u><u>軽米町及び洋野町</u></p> <p><u>花巻市</u></p>
<p><u>23の9 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u> (1)～(6) [略]</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、奥州市、西和賀町及び金ヶ崎町</p>	<p><u>23の10 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u> (1)～(6) [略]</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、<u>一関市</u>、陸前高田市、<u>釜石市</u>、奥州市、西和賀町及</p>

23の10 [略]	[略]
23の11 [略]	[略]
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、大槌町、普代村、洋野町及び一戸町</u>

	び金ケ崎町
23の11 [略]	[略]
23の12 [略]	[略]
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	<u>市町村（北上市、八幡平市、平泉町、藤沢町、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。）</u>
24の2 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（指定物資を販売する者であってその事業場が一の市町村の区域内のみに設置されているものに係るものに限る。）	<u>花巻市</u>
(1) 法第6条第2項の標準価格又は販売価格の表示の指示	
(2) 法第6条第3項の指示に従わなかった旨の公表	
(3) 法第7条第1項の標準価格に関する指示	
(4) 法第7条第2項の指示に従わなかった旨の公表	

25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	大船渡市、花巻市、一関市、陸前高田市、八幡平市及び西和賀町
25の2 国土利用計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、西和賀町、普代村及び洋野町
[略]	
26 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（18） [略]	宮古市、花巻市、遠野市、一関市及び奥州市
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町、藤沢町及

		(5) 法第30条第1項の報告の徴収又は立入検査等（前各号の事務に係るものに限る。）
25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	大船渡市、花巻市、一関市、陸前高田市、八幡平市、西和賀町及び九戸村	
25の2 国土利用計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（7） [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、西和賀町、普代村、野田村、九戸村及び洋野町	
[略]		
26 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（18） [略]	宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市及び九戸村	
[略]		
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、 <u>二戸市</u> 、奥州市、 <u>葛巻町</u> 、紫波町、西	

。) (1)～(30) [略]	び洋野町
[略]	
27の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	宮古市、花巻市、 <u>北上市及び遠野市</u>
27の5 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(19) [略]	宮古市、花巻市、 <u>北上市及び遠野市</u>
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(4) [略]	盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、 <u>矢巾町及び西和賀町</u>
[略]	
29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略] (8) <u>法第14条</u> の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し及び通知	[略]

。) (1)～(30) [略]	<u>和賀町、金ヶ崎町、藤沢町、普代村、軽米町、野田村</u> 及び洋野町
[略]	
27の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	宮古市、花巻市及 <u>び北上市</u>
27の5 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(19) [略]	宮古市、花巻市及 <u>び北上市</u>
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(4) [略]	盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、 <u>雫石町、矢巾町</u> 及び西和賀町
[略]	
29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略] (8) <u>法第14条第1項及び第2項</u> の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し	[略]

<p>(9) [略]</p>		<p>(9) 法第14条第3項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消しの通知</p> <p>(10) [略]</p>	
<p>30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 法第14条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し及び通知</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p>	<p>花巻市、一関市、釜石市、奥州市及び西和賀町</p>	<p>30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 法第14条第1項及び第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し</p> <p>(9) 法第14条第3項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消しの通知</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p>	<p>宮古市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市及び西和賀町</p>
<p>30の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>宮古市、花巻市、北上市及び遠野市</p>	<p>30の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>宮古市、花巻市及び北上市</p>

- (5) 法第4条第1項の汚染状況の調査等の命令
- (6) 法第4条第2項（法第7条第3項において準用する場合を含む。）の調査の実施及び公告
- (7) 法第5条第1項の汚染区域の指定
- (8) 法第5条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の公示
- (9) 法第5条第4項の指定区域の指定の解除
- (10) 法第6条第1項の指定区域台帳の調製及び保管
- (11) 法第6条第3項の指定区域台帳の閲覧
- (12) 法第7条第1項又は第2項の汚染の除去等の措置の命令

- (5) 法第3条第4項の土地の利用の方法の変更の届出の受理
- (6) 法第3条第5項の健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認の取消し
- (7) 法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の受理
- (8) 法第4条第2項の汚染状況の調査等の命令
- (9) 法第5条第1項の汚染状況の調査等の命令
- (10) 法第5条第2項の調査の実施及び公告
- (11) 法第6条第1項の汚染の除去等の措置が必要な区域の指定
- (12) 法第6条第2項（同条第5項及び法第11条第3項において準用する場合を含む。）の公示
- (13) 法第6条第4項の要措置区域の指定の解除
- (14) 法第7条第1項の汚染の除去等の措置の指示
- (15) 法第7条第4項の指示措置等の命令
- (16) 法第7条第5項の指示措置及び公告

(13) 法第9条第1項から第3項までの土地の形質の変更の届出の受理

(14) 法第9条第4項の土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令

(15) 法第29条第1項の報告の徴収又は立入検査（前各号の事務に係るものに限る。）

(17) 法第11条第1項の土地の形質の変更の届出をしなければならない区域の指定

(18) 法第11条第2項の形質変更時要届出区域の指定の解除

(19) 法第12条第1項から第3項までの土地の形質の変更の届出の受理

(20) 法第12条第4項の土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令

(21) 法第14条第3項の汚染の除去等の措置が必要な区域又は土地の形質の変更の届出をしなければならない区域の指定

(22) 法第14条第4項の報告の徴収又は立入検査

(23) 法第15条第1項の台帳の調製及び保管

(24) 法第15条第3項の台帳の閲覧

(25) 法第16条第1項の基準に適合する旨の認定

(26) 法第16条第1項から第3項までの汚染土壌の搬出の届出の受理

(27) 法第16条第4項の汚染土壌の運搬の方法の変更等の措置の命令

(28) 法第19条の汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置等の命令

(29) 法第20条第6項の汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出の受理

(30) 法第54条第1項及び第3項の報告の徴収又は立入検査（前各号の事務に係るものに限

(16) 法第30条の公共の用に供する施設の管理を行う者との協議	
(17) 法第31条第2項の関係行政機関の長等への協力の要請又は意見の陳述	
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（奥州市、滝沢村、平泉町、藤沢町、大槌町、山田町及び九戸村を除く。）
[略]	
32の3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく育成医療に係る支給認定の申請書等の受理及び医療受給者証の交付に関する事務で規則で定めるもの	大船渡市、遠野市、奥州市、岩泉町及び田野畑村
[略]	
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村（盛岡市、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、岩泉町、田野畑村、軽米町及び九戸村を除く。）
[略]	
34の4 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第16条第2項の解任投票所等の設定及び公告	奥州市

る。）	
(31) 法第55条の公共の用に供する施設の管理を行う者との協議	
(32) 法第56条第2項の関係行政機関の長等への協力の要請又は意見の陳述	
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（奥州市、滝沢村、平泉町、藤沢町及び山田町を除く。）
[略]	
32の3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく育成医療に係る支給認定の申請書等の受理及び医療受給者証の交付に関する事務で規則で定めるもの	大船渡市、遠野市、奥州市、平泉町、岩泉町及び田野畑村
[略]	
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村（盛岡市、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、岩泉町及び田野畑村を除く。）
[略]	
34の4 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第16条第2項の解任投票所等の設定及び公告	宮古市及び奥州市

34の5 中小小売商業振興法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町
[略]	
35の7 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	一関市及び釜石市
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町
[略]	
36の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・	宮古市、花巻市、北上市及び遠野市

34の5 中小小売商業振興法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、 <u>一関市</u> 、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町及び金ケ崎町
[略]	
35の7 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	宮古市、一関市及び釜石市
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	市町村（一関市、平泉町、藤沢町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。）
[略]	
36の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・	宮古市、花巻市及び北上市

環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町</u>
36の7 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(11) [略]	<u>大船渡市、花巻市、二戸市、葛巻町、西和賀町、軽米町、九戸村及び一戸町</u>
[略]	
37の3 屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。)	<u>紫波町、西和賀町、藤沢町、岩泉町、田野畑村及び普代村</u>

環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	<u>市町村(一関市、平泉町、藤沢町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。)</u>
36の7 県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)～(11) [略]	<u>大船渡市、花巻市、久慈市、二戸市、葛巻町、西和賀町、軽米町、九戸村及び一戸町</u>
[略]	
37の3 屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。)	<u>宮古市、紫波町、西和賀町、藤沢町、岩泉町、田野畑村及び普代村</u>

(1)～(4) [略]	
[略]	
38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の撤去等の届出の受理に関する事務	宮古市、花巻市、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 及 <u>奥州市</u>
[略]	
41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及 <u>遠野市</u>
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及 <u>遠野市</u>
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 及 <u>奥州市</u>
[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（汚水等排出施設及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設に係るものに限る。）	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及 <u>遠野市</u>

(1)～(4) [略]	
[略]	
38 浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第1条の2の浄化槽の撤去等の届出の受理に関する事務	宮古市、花巻市、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>奥州市</u> 及 <u>九戸村</u>
[略]	
41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 及 <u>北上市</u>
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 及 <u>北上市</u>
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、 <u>一関市</u> 及 <u>奥州市</u>
[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（汚水等排出施設及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設に係るものに限る。）	盛岡市、宮古市、 <u>花巻市</u> 及 <u>北上市</u>

(1)～(7) [略]	
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、 <u>遠野市</u> 、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町及び一戸町
[略]	
48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、 <u>遠野市</u> 、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
[略]	

2 別表第2（第3条関係）

(1)～(7) [略]	
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、田野畑村、 <u>普代村</u> 、 <u>軽米町</u> 、野田村、洋野町及び一戸町
[略]	
48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、田野畑村、普代村、 <u>軽米町</u> 、野田村及び洋野町
[略]	

別表第2（第3条関係）

[略]	
<p>29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>法第6条</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第12条</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する助言及び指導</p> <p>(7) <u>法第13条</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事項の訂正等の指示</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	盛岡市
<p>30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に</p>	[略]

[略]	
<p>29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>法第6条第1項</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録</p> <p>(2) <u>法第6条第3項</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の通知</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第12条</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する報告の徴収又は助言若しくは指導</p> <p>(8) <u>法第13条第1項</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事項の訂正の指示</p> <p>(9) <u>法第13条第2項</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の基準に適合させるために必要な措置の指示</p> <p>(10) <u>法第13条第3項</u>の高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録の指示</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p>	盛岡市、 <u>宮古市、花巻市、一関市、釜石市、奥州市及び西和賀町</u>
<p>30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に</p>	[略]

掲げる事務

- (1) 法第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録
- (2) 法第7条第1項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否
- (3) 法第7条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否の通知
- (4) 法第8条第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録等
- (5) 法第9条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿の閲覧
- (6) 法第12条の高齢者円滑入居賃貸住宅の賃貸人に対する助言及び指導
- (7) 法第13条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事項の訂正等の指示
- (8) 法第14条第1項及び第2項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し
- (9) 法第14条第3項の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の取消しの通知
- (10) 法第15条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の消除
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]

掲げる事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]

	<table border="1"> <tr> <td>(17) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	(17) [略]		(18) [略]		(19) [略]		(20) [略]		(21) [略]		[略]		<table border="1"> <tr> <td>(7) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	(7) [略]		(8) [略]		(9) [略]		(10) [略]		(11) [略]		[略]	
(17) [略]																										
(18) [略]																										
(19) [略]																										
(20) [略]																										
(21) [略]																										
[略]																										
(7) [略]																										
(8) [略]																										
(9) [略]																										
(10) [略]																										
(11) [略]																										
[略]																										
3	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]</td> <td>市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、<u>矢巾町</u>、<u>岩泉町</u>及び<u>田野畑村</u>を除く。）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの</td> <td>市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、<u>矢巾町</u>、<u>岩泉町</u>及び<u>田野畑村</u>を除く。）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、 <u>矢巾町</u> 、 <u>岩泉町</u> 及び <u>田野畑村</u> を除く。）	[略]		36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、 <u>矢巾町</u> 、 <u>岩泉町</u> 及び <u>田野畑村</u> を除く。）	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]</td> <td>市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町及び<u>矢巾町</u>を除く。）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの</td> <td>市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町及び<u>矢巾町</u>を除く。）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町及び <u>矢巾町</u> を除く。）	[略]		36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町及び <u>矢巾町</u> を除く。）	[略]					
[略]																										
6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、 <u>矢巾町</u> 、 <u>岩泉町</u> 及び <u>田野畑村</u> を除く。）																									
[略]																										
36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、 <u>矢巾町</u> 、 <u>岩泉町</u> 及び <u>田野畑村</u> を除く。）																									
[略]																										
[略]																										
6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。） (1)～(12) [略]	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町及び <u>矢巾町</u> を除く。）																									
[略]																										
36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの	市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町及び <u>矢巾町</u> を除く。）																									
[略]																										
4	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	[略]		14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及	[略]																
[略]																										
14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及	[略]																									
[略]																										
14の3 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるもの及	[略]																									

び国立公園に係るものを除く。)

- (1) 法第13条第6項の特別地域の指定等に伴う着手行為の届出の受理
- (2) 法第13条第7項の特別地域内での非常災害の応急措置の届出の受理
- (3) 法第13条第8項の特別地域内での木竹の植栽等の届出の受理
- (4) 法第14条第6項の特別保護地区の指定等に伴う着手行為の届出の受理
- (5) 法第14条第7項の特別保護地区内での非常災害の応急措置の届出の受理
- (6) 法第26条第1項の普通地域内での行為の届出の受理
- (7) 法第26条第2項の普通地域内での行為の禁止等又は措置の命令
- (8) 法第26条第4項の普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の延長及び同項後段の通知
- (9) 法第26条第6項の普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の短縮
- (10) 法第27条第1項の行為の中止等の措置の命令(第7号の事務に係るものに限る。)
- (11) 法第28条第1項の報告の徴収(第7号の事務に係るものに限る。)
- (12) 法第28条第2項の立入検査等(第7号及び第10号の事務に係るものに限る。)
- (13) 法第56条第3項の国の機関が行う行為の

び国立公園に係るものを除く。)

- (1) 法第20条第6項の特別地域の指定等に伴う着手行為の届出の受理
- (2) 法第20条第7項の特別地域内での非常災害の応急措置の届出の受理
- (3) 法第20条第8項の特別地域内での木竹の植栽等の届出の受理
- (4) 法第21条第6項の特別保護地区の指定等に伴う着手行為の届出の受理
- (5) 法第21条第7項の特別保護地区内での非常災害の応急措置の届出の受理
- (6) 法第33条第1項の普通地域内での行為の届出の受理
- (7) 法第33条第2項の普通地域内での行為の禁止等又は措置の命令
- (8) 法第33条第4項の普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の延長及び同項後段の通知
- (9) 法第33条第6項の普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の短縮
- (10) 法第34条第1項の行為の中止等の措置の命令(第7号の事務に係るものに限る。)
- (11) 法第35条第1項の報告の徴収(第7号の事務に係るものに限る。)
- (12) 法第35条第2項の立入検査等(第7号及び第10号の事務に係るものに限る。)
- (13) 法第68条第3項の国の機関が行う行為の

<p>通知の受理</p> <p>(14) <u>法第56条第4項</u>の国の機関が行う行為の協議</p> <p>(15) [略]</p>		<p>通知の受理</p> <p>(14) <u>法第68条第4項</u>の国の機関が行う行為の協議</p> <p>(15) [略]</p>	
<p>14の4 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) <u>法第66条第2項</u>の規定によりその例によることとされる<u>法第56条第1項</u>の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議</p> <p>(2) <u>法第66条第2項</u>の規定によりその例によることとされる<u>法第56条第3項</u>の県立自然公園内での国の機関が行う行為の通知の受理</p> <p>(3) <u>法第66条第2項</u>の規定によりその例によることとされる<u>法第56条第4項</u>の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議</p>	<p>[略]</p>	<p>14の4 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) <u>法第79条第2項</u>の規定によりその例によることとされる<u>法第68条第1項</u>の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議</p> <p>(2) <u>法第79条第2項</u>の規定によりその例によることとされる<u>法第68条第3項</u>の県立自然公園内での国の機関が行う行為の通知の受理</p> <p>(3) <u>法第79条第2項</u>の規定によりその例によることとされる<u>法第68条第4項</u>の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 表2の項の改正部分 平成22年5月19日

(2) 表3の項の改正部分及び附則第5項の規定 平成22年10月1日

(3) 表4の項の改正部分 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）

別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる事務で当該市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るもの（附則第4項に係るものを除く。）は、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際改正前の条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により遠野市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令若しくは条例の規定により遠野市長に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後において改正後の条例別表第2に掲げる事務で知事が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 改正後の条例別表第2に掲げる事務のうち、施行日前に栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）、医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令、調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の条例別表第2に掲げる当該事務に係るそれぞれの規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 5 表3の項の改正部分の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の条例別表第2の6の12の項及び36の9の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。